

郷中教育の成立過程（下）

— 咄相中から郷中への諸問題について —

安 藤 保

（平成三年十月十五日受理）

目 次

- 一、はじめに
- 二、方限と郷中
- 三、吉貴の教育方針と実態（以上第四十二卷）
- 四、「稚児相中掟」の検討（以下本巻）
- 五、重豪の教育方針と実態
- 六、むすび

四、「稚児相中掟」の検討

1 「稚児相中掟」の位置付と評価

「稚児相中掟」とは、「小稚児相中掟」と「長稚児相中掟」の二つを一緒にした便宜的呼称である。この「稚児相中掟」は、今まで二種類紹介されている。一つは平之方限の「稚児相中掟」であり、もう一つは高見馬場方限のそれである。

先ず平之方限の「稚児相中掟」の全文をつぎに示し、検討の素材としよう。

小稚児相中掟

- 一 武芸を可相嗜事
- 一 山坂を達者可相嗜事
- 一 傍輩中に過言いふ間敷事
- 一 吉屋共に打交間敷事
- 一 他所のものを咄し出間敷事
- 一 傍輩中於道中はらぐるひ致間敷事
- 一 萬傍輩中致無礼間敷事
- 一 他所に出候時後よりチツチュウふくとき跡見る間敷事
- 一 傍輩中萬中能可打交事

- 一 咄外之所に参候時者用事相濟次第可罷帰事
 - 一 於人中指さし笑ひ人ごと言間敷事
 - 一 傍輩中列立致徘徊時道分れ致間敷事
 - 一 咄外之人に咄之次第申間敷事
 - 一 一人に悪口申間敷事
 - 一 二才等より申間儀相背申間敷事
 - 一 於人中歌うたふ間敷事
 - 一 於人中力足踏間敷事
- 右之條々能々可致相嗜候、若又右趣相背候は、不可相咄者也

長稚児相中掟

- 一 前髪有之者他所二才又者嘶外之二才杯打交間敷事
 - 一 見物杯(杯)に出る時はらぐるひ言間敷事
 - 一 平日傍輩とはらぐるひ其外格もなき事申間敷事
 - 一 途中に出る時道分れ其外悪口申間敷事
 - 一 傍輩中常々相咄儀咄外の人へ一向申間敷事
 - 一 嘶外之二才用事杯(杯)と被申候時者何時にても断り可申候、惣て早速咄中二才一人へ其訳可申達事
 - 一 前ぶり有之候時、咄外之二才杯(杯)と取分心安相咄候は、咄出間敷事
 - 一 一児頭より申渡儀相背間敷候、若又於相背者咄し出間敷事
- 右此八ヶ條之趣相背者二才頭に可申達候也

宝曆四戌十月十六日

相中

この平之方限の「稚児相中掟」は、昭和十三年までは平之町の会

文舎に保存されていたといわれている。現在は原史料の所在は不明であるが、『伯爵山本権兵衛傳』に所載されているのでよく知られている。北川鐵三氏が『薩摩の郷中教育』で利用されているのはこの史料であり、松本彦三郎が『郷中教育の研究』で利用されている「稚児相中掟」も、出典は明記されていないが、多分この史料であろう。

もう一つの高見馬場方限の「稚児相中掟」は、昭和十五年版『鹿兒島県教育史 上』に、「宝曆四年高見馬場郷中に於て定められた『稚児掟』を参考の為掲げて見る」としてあげてあるのが全文をあげる最初ではなからうか。この史料を先の平方限の「稚児相中掟」と比べると、使用される文字や仮名使いが若干異なるのみで、「稚児相中掟」十七ヶ條、「長稚児相中掟」八ヶ條の内容は全く同じであることが分かる。ただ、平之方限の「小稚児相中掟」には年月日の記載はないが、高見馬場方限の「小稚児相中掟」には「宝曆四年戊十月十六日」と年月日が記されているのが最大の違いである。干支が「戊」となっているのはおそらく「戊」の誤植であろう。また、原口泉氏も『郷中教育の歴史』で、「一七五四年（宝曆四年）高見馬場郷中において、二才ばかりでなく『稚児掟』が定められている」と説明され、高見馬場方限の「稚児相中掟」を示されている。高見馬場方限の「稚児相中掟」の存在については、岩本禧氏が「二才咄格式定目以外に、尚平方郷中及高見馬場郷中の規定に宝曆四戌年十月十六日の日付あるものあり、（中略）右の規定は二才輩に対する心得を定めるものなり」とする⁽¹⁾ことでも知られるものであるが、残念なことに、この高見馬場方限の「稚児相中掟」の原史料がどこにあったか、またはあるかについてはなにも記していない⁽²⁾。

二つの「稚児相中掟」が、共に原史料に当たることができないという弱さはあるにしても、今までの研究の成果を見るかぎり、複数の方限に「稚児相中掟」があったことは指摘できる。ここでは、異なる方限において、同一年月日付の同じ内容・形式を持つ「稚児相中掟」が存在していたというを確認しておけば十分である。

さて、それではこの「稚児相中掟」は、郷中教育の成立過程の中でどのように意味を持つと理解されてきているのであろうか。

「稚児相中掟」が誰により制定されたかについては触れられていないが、岩本氏は、「之等の規定は、新納武蔵の手書せる格式定目を標準として之を定めたるものなり」とし、北川氏も後に紹介するように、「二才咄格式定目」の延長上にあるものとして理解し、薩摩藩における武士階層の稚児・二才教育の理念は「二才咄格式定目」から「稚児相中掟」まで一貫していることを説いている。

「稚児相中掟」の制定理由については、「元和偃武以後上下恬熙に馴れ、文弱に流れて武備弛廢し、元禄の頃に至りては天下の人心殆ど腐敗の極に達せりと雖も薩藩に於ては尚能く古来の良習美風保てり、唯稀には衣服を飾り外觀を粧ひ、軟弱柔惰にして遊蕩に趨るの青年なきに非ざるも、人之を吉屋二才と称して擯斥し、互に相戒めて之と交際するを禁じたり、故に宝曆中少年組合の間に規定を設けて其風儀を正すに至り、以て元禄以来の余弊を矯むるに努めたるを見る」とあるように、緩んだ綱紀の引締めを目的としていたとされている。

郷中の成立過程の中で、この掟の位置づけはつぎのようになされている。

一つは「他所二才」や「嘶外之二才」の語が使われていることに

注目し、集団の地域性を示すとす。『他所二才』は、一つの地域（方限）から区分された別の地域の二才集団、すなわち「咄相中」が存在したことを示しており、「相中」は本来地域を限らない自由な集団であるにもかかわらず、その中に地理的に区画される方限の概念が取入れられているとされる。また「嘶外之二才」は、同一の方限内でも「咄相中」に加わらない二才の存在を示している。

二つは、方限の中で特別に「稚児相中掟」が制定されること自体、「稚児も郷中の組織の中へはいった」ことを示していると理解されている。すなわち、まだ地域内に未加入の二才は認められるにしても、方限毎の「相中」はできており、しかも稚児も方限毎に「相中」を作っていることが知られるのであり、方限内の二才・稚児全員が強制加入となる郷中の成立まであと一歩のところまでできていることを示しているとされている。

この「稚児相中掟」は単に名目上掲げられた掟ではなく、『鹿児島県史』によれば、実際つぎのように日常の活動に用いられていたとされる。

毎月五・十の日を式日とし、長稚児・小稚児に分れて集會し、教訓条目なる掟の朗読式を行う。即ち、小稚児の組では、行儀正しく円座する小稚児の中に、長稚児の古参者一名来り、厳然として小稚児相中掟の写を朗読し、一々其の条目を説き聞かせ、或は試問して納得せしめた上詮議にうつる。（中略）長稚児相中掟の朗読・訓解等の方法も同様であるが、其の実践する掟目と其の制裁は更らに嚴重である。

このような式日での活用により、平之方限では稚児相中掟を稚児に徹底させたとされ、現実に稚児教育の中心をなすものとして重要な

役割を果たしていたとされている。⁽⁶⁾

「稚児相中掟」の内容と意義については、北川鐵三氏が詳述されている。氏の指摘を要約するとつぎの通りである。

1、稚児掟の内容は、教育目的、教育系統、行動様式、の三つに分けられる。

2、教育目的の項目としては、武芸の心がけ、山坂達者（小稚児掟）があり、二才咄格式定目の武道等と照応させて考えると、心身の健全な発達を目的としていることが分かる。

3、教育系統の項目では、二才の教育権（小稚児掟）、稚児頭・二才の教育権（長稚児掟）を認めていることから、年長者、特に稚児頭・二才頭の教育権を認め、その者の指導に従順であるように定め、もし指導に背いた場合には郷中から義絶するという制裁規定を設けている。

4、行動様式の項目は掟の大部分を占めるが、小稚児掟では、正常な友情の育成・質実剛健の気風の育成・自己統御の性格育成・咄外の人との対応の仕方・人中での行儀について定め、長稚児掟では、傍輩中との関係・咄外の団体との関係について定めている。

5、これらにより、「（稚児が）自己を統御して、武士の子弟に相応しい行為を心懸けるべき生活指導を規定」し、「人間を尊重すると言う人格形成を企図」し、「幼児期の特長である自己中心性を脱却して、自己統御できる精神段階に成長」させることにより、自ずから稚児自身が精神的未成熟者であると自己を確認し、そこから相手を尊敬し、相手の良さに学ぶ姿勢ができて、相手を理解することが可能となる。

6、ここから相手への尊敬・理解・信頼・寛容の心、すなわち

「真の平和の心」が体認されることにより、「相手の思想の自由、言論の自由を保障すると言う相対主義的世界観」が成立する。この相対主義的世界観に立脚して詮議が進められ、全員が納得できる申し合わせ事項がまとまり、この申し合わせ事項を日常具体化し生活することにより人間形成・人格形成に努めた。

すなわち、北川氏は、「二才咄格式定目」の精神の延長上に「稚児相中掟」を位置づけ、両者を関連させてその意義を考察しているが、この掟のみによっても、稚児が精神的未成熟者としての自己を発見することより、相対的世界観を身につけた真に立派な武士に成長するということが目的とする郷中教育の本質に関する稚児段階の教育方針を見ることができると評価されているのである。

2 「稚児相中掟」の考察

前に見たように、「稚児相中掟」については、内容が紹介され、その持つ意味の考察および評価はなされている。しかしそれは、この史料に真憑性があるものとした上で論じられていることは勿論である。

『鹿兒島県史』に見たように、ある段階からはこの掟が用いられていることは分かるにしても、「稚児相中掟」は何の疑問の余地なく信頼できる史料なのであろうか。原史料がなくなっているために史料吟味には大きな制約があるが、先出の「稚児相中掟」を中心にして史料内容および史料の整合性の両面から考察しよう。

「小稚児相中掟」十七ヶ条を、北川氏は教育目的・教育系統・行動様式の三つに分類している。教育目的は、一・二条の武芸の嗜み、山坂達者による心身の鍛錬であり、教育系統は十五条の「二才等よ

り申聞儀相背申聞敷事」によって二才および長稚児の教育権が明示されている。残りの一四ヶ条は行動様式に関するものであり、これはさらに傍輩中の者・咄外の者・一般の人中での行動様式の三項目に整理されるとする。同様に「長稚児相中掟」八ヶ条は、最後のヶ条である「児頭より申渡儀相背者二才頭に可申達候也」は教育系統を示すものであり、他の七ヶ条は行動様式に関するものとする。

北川氏のこの分け方は、内容の類型的分類であるから特に異論はない。しかし、「両稚児相中掟を通読すると、つぎのような疑問が生じてくる。

第一は教育目的の問題である。「小稚児相中掟」では、教育目的として「武芸の嗜み」・「山坂達者」の身体鍛錬に属する項目があげられているが、「長稚児相中掟」ではこの項目は全く欠けている。長稚児は小稚児を経ているので、教育目的を掲載する重複を避けたとも云えるが、行動様式については小稚児相中掟に出てくる内容をあげており、重複を避けることのためであるとは考えられない。長稚児相中掟を独立した掟と見れば――事実その通りであるのであるが――教育目的の項目が欠けているのは、著しく体裁を欠いた掟と云わなければならない。また、「小稚児相中掟」にも欠けている学文・精神面の教育目的の欠如については、このような掟を作る場合には、幕藩制の基本法である武家諸法度を参考にとすること、さらには薩摩藩歴代藩主の「仰出」に照らしても整合性を欠いているといわねばならない。すなわち、武家諸法度もそうであるが、吉貴までの藩主による青少年への訓戒でも、その中心は、「忠孝の精神の涵養」・「学文の勧め」・「文武両輪」ということであつたことは明らかである。北川氏は小稚児掟の教育目的について、「小稚児が武芸に先

ず習熟し、然る後に、二才が武道の域まで到達できるのである」と説明されるのみで、学文・精神面における教育目的の欠如については、何等触れていないことが問題であるばかりではなく、氏の云う「武道」、さらには「武士道」という、何れにしても江戸時代の武士が到達することを期待されている「道」の域につながるような武芸の習熟が小稚児段階に達成されると考えることは現実的ではない。小稚児から長稚児、さらには二才へと一貫した教育目的の下でのたゆみない研鑽により初めて「道」は究められるのであり、小稚児段階などの精神涵養面の項目を欠き、身体鍛錬のみが教育目的とされる小稚児相中掟はもちろん、教育目的すらも欠く長稚児相中掟は、薩摩藩の基本方針に沿つたものとは云えないであろう。このように、両掟には、体裁、内容の両面において整合性がないように考えられる。稚児掟の目的とするところは、これらの理念と無関係でない以上、整合性の面からその真偽を考察することが必要である。

第二は稚児の躰が掟に取り込まれていることである。郷中教育の段階では、家庭の教育よりも地域社会、郷中による教育が重要な意味を持つていた。東郷平八郎が子供の教育について、「吾々の時代は世間が正しかったから、放任して置いてもよかつた。そうしてかえつて世間で正しいことを覚えて来たのである。それが今日はなかなかそうは行かぬ。一休子供の教育、躰というものは、女親が最も注意をせなければいけません」と、功成つた後に国民に論している。東郷のこの回想的教諭は、自ら経験した安政期前後の稚児時期の状況を反映したものであろう。この時期は島津斉彬の指導もあり、郷中教育の制度・内容共に充実していた時期であつたが、この頃は、子供の躰は家庭よりも世間、すなわち郷中で行われ、それが掟の中

に取り入れられていたのである。

幕末期頃のものとして推定されている草牟田郷中掟には、「人の宅の庭木に障間敷事」等のような、躰に関する項目が定められている。草牟田郷中では、特に稚児を対象にした掟は作られず、この郷中掟により稚児の行動面も規定しているのであるが、躰に係わる禁止事項が個々にあげられており、現実には「世間」(郷中)での躰教育がなされていたことが窺える。また、郷中教育で行われる生活詮議は、郷中での躰そのものであった。

では、このような「世間」が青少年を教育するという状況はいつから始まっているのであろうか。

宝永二年、島津吉貴によりなされた鹿兒島城下の組再編は、地域割の組編成となったことにより、地域ごとのまとまりが生まれた。しかも組頭には、組士および組士の子弟の行状を監視・指導することが義務として課せられた。このような青少年の行状の監視・指導は、具体的には小組単位、すなわち方限ごとになされたのではないかと考えられる。宝永三年頃と推定される「組頭覚悟之事」により関連する部分を次に示す。

- 一、御奉公方之心懸、孝行、其外勤方宜家業ニ出精候者於有之は、可申出之、悪心不忠之者、又は行跡不宜惣て諸人之妨ニ罷成者於有之は、氣を付早々可被致沙汰事、
- 一、組中前髪取又ハ半元服之もの見分之儀、此節より組頭見分迄ニて差免候筋ニ被仰付候間、不相応之儀無之様可被入念事、
- 一、諸事勤方之儀、其外行跡、随分心懸、礼儀等正敷可仕候、不勤又は若キもの共出合之沙汰、不宜も有之由候、以後右通之儀候ハ、被思召旨も候由、今度御組頭・御番頭へ被仰渡趣有之

候、右通ニ候得は、諸士之儀も随分勤方ニ精を出し、互之参会等作法悪敷儀無之様弥以心懸可申候、自然不行跡之人於有之は可及沙汰候条、忘却不仕、就中若キもの共行跡相嗜、稽古事ニ精を出し候様、親々より可申聞候、

右史料によると、組頭―直接には小組頭―の子弟指導は、奉公・孝行・勤方などに出精の者の上申と、悪心・不忠・悪行跡者への注意、沙汰(第一条)によってなされるが、特に第二条において、元服・半元服の見極めが組頭の権限となっていることは注目される。元服して稚児から二才となることは、藩役所の書役助などに就くことによる実利があったからである。とすれば、小組頭支配下の地域すなわち方限の持つ規制力は働いたと想像される。しかし元服、半元服の見極めの基準は、前の時期からなされている「交律儀に生立」と言うことであつたろう。「交律儀」は「上下関係をわきまえた礼儀正しい態度による交わり」という対人関係であると解釈できるのであり、その人物の個人的行動は特に問題にされなかったのではなからうか。というのは、第三条に「就中若キもの共行跡相嗜、稽古事ニ精を出し候様、親々より可申聞候」とあるのであり、「若キもの」の躰と指導・監視は、基本的には、家族・親族によってなされるものだったからである。⁽¹⁰⁾この方針は重豪期にも基本的には変わっていない。

したがって、「小稚児相中掟」にある、人中で「指さし笑ひ人」と言間敷事、人に悪口申間敷事、歌うたふ間敷事、足踏間敷事」等のような、本来家庭で行われるべき稚児に対する基本的な躰が、地域社会で行われるようになる条件がこの期にあったかが問われなくてはならないであろう。

第三は掟にある罰則規定に関してである。

この「稚児相中掟」では、相中の団結強化を促す内容が多数あげられている。「小稚児相中掟」では、「傍輩中に過言いふ間敷事・傍輩中致無礼間敷事・傍輩中萬中能可打交事」と、仲間内の者に対しては過言・無礼を禁じ、友好な仲間付き合いを指示している。また、「他所のものを咄し出間敷事・咄外之人に咄之次第申間敷事」と、他所の者を集会に参加させたり、仲間内の内情を仲間外へ漏らすことを禁じた。さらに「長稚児相中掟」でも、「傍輩中常々相咄儀咄外へ一向申間敷事」と、内情を仲間外へ漏らすことを禁止し、「嘶外之二才用事杯（杯）と被申候時者何時にても断り可申候・前ぶり有之候時、咄外之二才と取分心安相咄候は、咄出間敷事」と、仲間外の者との接触を制限または禁止した。この掟に違反した者は「咄出間敷」とある。これは「咄相中の集会に出ることは禁止する」ということ、すなわち「咄相中の付き合いを禁止する」と言う意味である。小稚児掟でも、最後に「右趣相背候は、不可相咄者也」とある。「不可相咄者也」は「咄出間敷」と同意として理解するか、または「相中仲間と話すことを禁ずる」という意味であると考えられる。何れにしても仲間外の者と付き合ったり、仲間内のことを他に漏らす者は仲間を除名することになっている。掟の違反者への除名規定は「自己組合の団結を鞏固にして其の発達向上を計り、相戒めて他の悪風に感染せられざらんが為めの自衛に出づるものなるべし」との理由であるとされている¹¹⁾。

この限りでは妥当な理解であると考えるが、問題としたいのは、違反者に対して「咄出間敷」とか、「不可相咄者也」と、いとも簡単に相中からの除名処置がなされていることである。すなわち、違

反者を仲間から排除する論理が中心になっており、違反者に対して指導・矯正等を加える余地がまったくない。後の郷中では、義絶すなわち郷中からの除名は、その社会で立つ余地を一切奪うほどの意味を持つ極めて重い処罰であった。それだけに、そこに至るまでは、口頭での注意から体罰まで何段階かの罰則の段階が設けられており、一度の違反によって除名されることはない。したがって、この面から推測すると、「稚児相中掟」の除名規定は、その地域全員が強制的に加入することになる、いわゆる郷中の成立前の時期にふさわしい内容であると云ことができるのであるが、それは、このような郷中の成立の時期と直接関係する問題である。

第四は掟の作成に関することである。

先に現在まで知られる「稚児相中掟」は、平之と高見馬場の両方限にあること、その内容は同じで、しかも同年であることを指摘した。これについては今までの研究で触れられていないが、意味することは重要である。他方限に所属する人を排除するそれぞれ異なる考えを持つ方限で、まったく同内容の掟が、しかも同一年に作られる可能性は全く無いと考えられるからである。あるいは一つの方限で制定された掟を、他の方限がそっくり流用したとの可能性は無いとは云えないが、郷中の掟が他方限に厳秘にされていることを考えると、郷中成立前であっても、他方限を排除する内容になっている以上、この可能性も否定されるであろう。そうであるならば、このような「稚児相中掟」の存在しうる妥当な説明は、「稚児相中掟」が個々の方限により独自に作られたのではないということである。「稚児相中掟」が方限を越えた結び付きの中で共同で制定されると考えることもできるにしても、内容上、それはあくまでも考えられ

一つの選択肢であるということにすぎないのであり、現実的ではない。したがって、異なる方限に「稚児相中掟」がこのような形で存在する最も妥当な理由は、藩により制定され、各方限へ与えられたということになるのではなからうか。

以上のように考えるならば、このような「稚児相中掟」を、藩がこの時期に制定する必然性があつたであろうかということが問題となるが、これはこの掟の真偽の判定に直接かわることである。

吉貴の治世後、宝暦四年の「稚児相中掟」の成立までの三三年間、継豊・宗信・重年と藩主は交代する。治世期間は継豊二五年、宗信三年であり、重年は襲封してから五年目であつた。重年は稚児相中掟の作成年の翌年死去するが、これは薩摩で後世まで語り継がれる木曾川の手伝普請による心苦のためであるとも云われている。

継豊期の藩財政は、將軍綱吉の養女竹姫の継豊への輿入れ、江戸藩邸の焼失等により一層窮乏していった。これに対しては、儉約令・緊縮令を発し、また扶持米等の部引等により支出の抑制に努める一方、重出米銀を課し収入の増加を計つたが、藩財政は好転しなかつた。

継豊自身は兵学や武張つた風を好み、「なまぬるい風」を嫌う性格であつたことが窺われるのであり、これが稚児・二才にも少なからず影響を与えたとも考えられるが、はつきりせず、稚児・二才等への訓戒等も出されていない。

宗信の治世期も相変わらずの財政状況であつた。しかし守役伊集院俊矩の薫陶の宜しきを得て、襲封した時は十八才という若者ではあつたが、率先して質素の範を垂れた。『古の遺愛』¹⁵にはそのことを次のように記している。

御膳は一汁一菜を供せしめ、御服は木綿を用ひ給ひ御刀は鉄をもて飾とし鮫をはかへ給はす其余の飲食器物も又皆国産を用ひ給ひて、他国に求め給ふことなし；かく自ら服を制し食を節にして身をもて教へ給ひしほとに、苟も官に居り職にまかせるものはいふにや及ぶ匹夫匹婦迄も御徳に化して、数十年習染たる華美の俗も俄に変して、質素の風と成りにけり

また、仁政として知られている事柄は多いが、主要なことは、重出米銀の廃止、櫛木の伐採、罪人の大赦などがある。

重出米銀の廃止は、藩は財政不足のために扶持米・賃金を一部不払いにしているにもかかわらず、重出米銀を賦課しているのを「是仁政に非ず」として重出米銀を免じたのである。

「櫛木の伐採」は、つぎのようなことである。農民が利に走り欲に耽ける者が多くて、ややもすれば禁を犯して密かに櫛木の実をちぎり他領に販売して刑を受ける者が絶えないとのことを聞いて「黄櫛の国用に益あること其利少きにはあらされど、君子は人を養ふ所のもて人を害はすといへり、我れむしろ財を失ふこと民をして是か為に罪に陥らしむるに忍ひず、有司に命じて其木を伐除かしむるほとならば、民も思いを断ちて我も煩ひなきに近からん」との考えを側近に述べたところ、「徳の流行せること速なる習にて、内より外に聞へ朝より野に達して感戴せざるものなければ、令の未た行はれざるに盗み鬻ぐもの先止みにき」という結果になつたのである。¹⁶

罪人の大赦については、つぎのようにある。

一、延享五年辰春下牢屋より科人九十六人被召出候、死罪に行ハレ候者は被処遠島候、被遠流者は出牢被仰付候、且又島々へ遠島被仰付候者七八百人被召返候、右出牢被仰付候以後亦々余多

被召出候、宗信公被遊御家督候為御恩赦右之通被遊御慈悲候由、且又親科により、子之儀ハ十五才ニ及ハ被処遠流等之者も不及遠流、出家ニ被仰付候、同年六月島より罷登り父母妻子と面会、各喜悅之眉を開き候

一、宗信公御初入部は御十七才にて候由、唯世上一等御仁君と奉仰、殿様の御事を奉申上感佩いたさぬものハ無之、牢屋科人迄も先非を悔ひ皆々申候ハ、人々かく難有世に逢ひ楽むに我々とも何の因果にてかかる有かたき御代ニ出る事不叶哉と嘆き泣叫ひせし由を入御聞、不便に被思召、親殺主殺などの外は出牢屋仰付候由、右之者共別て難有がり、夜々ハ御樓門に來り拜ミ奉り候由、其故御樓門の橋の上、又ハ供屋などにさん錢が夜前ハ幾包、今日ハ幾包と申事にて為有之由¹⁷

このような大赦は、宗信の「民は物を知らぬ者なれば、恒の産なくては恒の心なし、恒の心なきよりして、放僻邪肆の仕業をもなせる」との信念によりなされたのであり、これにより右史料にみるように、牢屋は殆ど空となったのである。このような「人に忍ひざるの心をもて、人に忍ひざるの政を行」ったために、「是よりの後国に罪人少くして刑殆ど措に近くてなん」との状態となった。

このように宗信の治世は、彼の生き方が慈愛に富み青年の潔癖さに貫かれていたことに加え、二十二才という若さで亡くなったことが、人々に哀惜の情を起こさせたに違いない。『古の遺愛』や『慈徳公遺事』により宗信の生誕が瑞祥に飾られ、またその行状が、あるいはことさら美化され後々まで広く伝えられ、薄幸ではあるが慈愛深い藩主として慕われ続けられた。¹⁸

以上見てきたように、宗信の慈愛に満ち、しかも率先垂範の態度

により、人々をして命せずして華美の風も一変して質素となり、犯罪も殆どない社会が出現したとされているのである。

では、このような治世下では、稚児はもちろん二才・藩士はどのような方向へ導かれることが期待されていたのであろうか。つぎの史料を見よう。

一、宗信公儒書なども染々と不被聞召候故、土持大右衛門・有川八十郎より度々被遊御聞度旨為被申上由二候、然共何の事も不被仰出、或時八十郎より又々申上候得は、被遊御意候ハ、此程の度々の勧め尤至極候得共爰には思召有之段被遊御意候故其通にて召置、大右衛門事と申含思召之程奉承知度旨致相談、八十郎より御尋申上候得は、御意ニ先当分儒書など為聞者共多々有之候得共、不聞者二何そ為替事も無之候、左候得は今日¹⁹の自分の修行ニいたすがよきと被思召候段被遊御意候となり

宗信は学文を好み、毎朝近臣に大学を読ませるだけでなく、初入部の途中、船中でも大学を講釈させるほどであったと云われている。しかし、右の史料では、これと反対に、度々の勧めにもかかわらず儒書の講釈を聞くことを避けているのである。その理由は、「儒書など為聞者共多々有之候得共、不聞者二何そ為替事も無之」と、儒書を学ぶ者も学ばない者に何等日常の挙措行動がかわらないということであった。宗信の学問の傾向は「強に記誦講説を求め給はず、一筋に躬行実践をもて本とし給ふ」ということであつたから、現実に役立たない学問は無駄であるとしたのである。すなわち、当時の学問が、本来武士に求められる高い倫理観に基づく真の教養、すなわち武士としての自覚を高め、それに則つた行動をすることになつていなかつたのである。それは、宗信が出した唯一の「仰出」が

「近年士風儀悪敷利欲に耽り候者共有之由聞得、甚以不可然候、未々之者迄も邪成心底無之様可相嗜候²⁰⁾」であることでも明らかである。

利得の追求は、徳川時代は士農工商の身分制に明らかなように、理念上は末商として最下位に置いた商人の営みであり、しかも特に薩摩では「我が薩摩ノ武士ハ殊ニ金錢営利ノ所業ヲ賤ミ是等ハ町人ノナスベキ賤業トシテ之レヲ排斥セリ²¹⁾」と、表面上は利得の追求を蔑みながらも、実際は武士による利得の追求は広く蔓延していたのであり、これを法により禁止せざるを得ない状況にあったことは注目しなければならぬ。

この期の二才の実態について窺いうる史料として、つぎの史料がある。

一、年少き者共動もすれは喧嘩闘争して、はては刃傷して死に至る者絶ざる由聞召あたらこと哉、斯程迄軽々しくせる命をはいかなる不思議も出来んする時に、我馬の前にて捨てたらましかは其名の後世に貼りて芳しからんはいふまでもなし、国の為栄耀ともなるらんによなき私闘に命をは捨てること、只に犬死なるのみかは不忠不幸の罪をも逃るましそと、嘆息ましまして宣ひければ禁し戒めよとの御諒もなければ、かかる難有御意を伝聞ては誰か感涙に咽はさらん、心に銘し骨に刻みて身持を嗜みし程に、聊か一朝の怒りに其身を忘れるる者絶てなかりきとそ、²²⁾

一、或時宗信公御馬にて御府内被遊御乗馬廻候筋、大場庄太左衛門所へ庄太左衛門くくと御呼はり被遊候、折節朋輩とも相集り各相打臥し物語せし所也、公は夫形御乗過被遊しとそ、翌日庄

太左衛門出勤せしに、御意に、昨日は如何成客にて候哉と有之に、心安き朋輩共相集り打臥し寛々物語共為仕と御答申し上げる時に、御意には、朋輩中相集り候折ハ毎も打臥し物語等いたし候哉、兼て其通無行儀二付、畢竟口論等も相起り、終には及刃傷候儀も到来候、於戦場我等が馬前にて可捨命を、私の憤りに命を捨甚惜しき次第と深く嘆かせ給ひしとそ、其御意自然と世上に相聞得、実に其通の御事なりと一統奉感、壮士の輩屹と及刃傷事も相止み候と也²³⁾

右の二史料は、共に若者が喧嘩、刃傷沙汰の結果、犬死することを哀れむ宗信の心が伝わり、令せずして喧嘩、刃傷沙汰が止んだという宗信の徳をたたえる逸話であるが、この中に当時の二才の生活の一端を窺うことができる。

まず前者によると、喧嘩・口論等の未の刃傷沙汰が多発している様子が窺える。薩摩では、万一刃傷により相手を殺した場合には、加害者は引責切腹するのが決まりであったが、これは喧嘩・口論・刃傷沙汰への抑止力とは少しもなっておらず、むしろそれを誇るような状況にあったことが窺える。しかし後者では、気の合った仲間同士の集会の在り方が「打臥し寛々物語共為仕」という武士に似合わない態度でなされていることも分かるのであり、このような行儀の悪さが口論・刃傷の遠因となっていると指摘されている。しかし宗信の感化により若者の行動が改まったという点では共通している。以上宗信の「仁政」により、修飾され誇張されている感があるにしても、二才の行動は穏やかなものとなっていたのである。宗信死後数年にして、藩が稚児相中掟を作らなければならぬような状況が生じてきたかは疑問としなければならぬ。

五、重豪の教育方針と実態

1 重豪の治世の概略

わずか四年の治世にすぎなかった宗信の跡を、寛延二年に襲った重年も、治世六年にして宝暦五年六月十六日、二七才の若さで死去した。重年の治世期には、薩摩藩の借財が増加し、藩財政が急激に悪化することになる木曾川等の御手伝い普請が行われている。短命の藩主が続き、しかも藩財政が一段と逼迫している状況下に、同年七月、十一才の重豪がこの難局を担当する藩主として登場することになる。若年のため最初は祖父の継豊の後見を受けている。重豪が独自の政策を打ち出すのは、管見の限りでは明和六年「賭の鉄砲稽古の禁止」を嚆矢とするが、翌年、与中の行跡を改めさせる法令を出すのを皮切りに、直臣・家中・足輕・中間・小者の風俗・礼儀・格式に関し指示し、就中若輩者の行跡を改めさせるための施策が積極的に進められた。いわゆる重豪の「開化策」・「都化策」と呼ばれる改革である。⁽²⁴⁾

重豪は、三女茂姫が嫁いだ一橋豊千代が將軍世子となり、天明七年一代將軍となることになったため隠居⁽²⁵⁾し、斉宣に藩主の座を譲ったが、以後も政務介助を続け、重豪の政策の継続を後見した。寛政三年、政務介助を名目のみにとどめ、翌年にはそれも止め、完全に政務介助を断わることになるが、文化五年、いわゆる文化朋党事件を機に重豪の政務介助は再開され、江戸・国元共に重豪の下知の下に斉宣期の政策の手直しが強力に進められた。文政三年、重豪は斉興の政務介助を止めるが、それでも重要事項に関しては心添えず

ることになっていた。特に注目されるのは、同年には幕府へ対しつぎの政務介助断わりの届を提出したことである。

私儀天明七末年隠居相願候砌、国政筋は乍病中致介助候心得之旨申上置、其後同氏溪山^(齊宣)へ政事向相任、文化六巳年溪山隠居、同氏豊後守へ家督被仰付候以後、猶又致介助候処、次第二及老年氣薄罷成、其上近年別て病身二相成候付、此上介助任心底不申候、去年御目見之節、右之儀二付重キ蒙上意候付ては、何共恐入奉存候得共、何分行届不申候付不得止事、此度介助之儀相断申候、乍然重立候儀は、心添可仕含ニ罷在候、此段御聞置可被下候以上、

月

松平栄翁

わざわざ届書を提出する理由は「去年御目見之節、右之儀二付重キ蒙上意候」と、重豪の政務介助について上意があったことになっている。しかし上意が示された時期は不明であり、またその内容もはっきりしないが、届書が提出されたときの幕府の対応の仕方から推測すれば、政務介助を重豪へ命じたというものではなく、多分に儀礼的慰勞の挨拶であったのではなからうか。本来一藩の藩政を誰が介助するかということは、幕府の関与することではなく、藩に任されていることだからである。しかし幕府はつぎのように重豪を慰勞した。

松平栄翁

隠居後国政介助之儀、此度及断候段達御聴候処、老年迄格別心添之儀共、一段之事ニ候旨御沙汰ニ候、⁽²⁷⁾

これは、幕府が將軍家斉の義父という重豪の立場を考慮せざるをえなかったことと、奥向きよりの働きかけの結果であったが、ともかく、これにより重豪の政務介助は幕府の下命によるものであったと

の認知を得たといえるのではなからうか。そのことは、重豪が政務介助の初めから幕府の権威を背景にして行うことを望んでいたことを窺わせるのである。

このように、重豪による薩摩藩の支配は、政務介助期間も含めると、斉宣の実質一〇年間の治世期を除いた、宝暦五年より文政三年までの五五年間にも及ぶということができるが、文政三年政務介助を止めた後も、同一〇年調所広郷に財政改革を命じ、天保元年には大島・徳之島・喜界島の三島砂糖の専売制を強化する等の政策に直接関与していることから、実質的には同四年の死去まで薩摩藩の舵取を行ってきたといえるのである。

2 教育方針

知的好奇心旺盛な精力家で、しかも長期間の治世を誇る重豪の文化事業は多岐に亘るが、これについては今まで多くの先学により取り上げられていることでもあり、また、本論に直接関係することでもないの省こう。ここでは、風俗矯正令と繁栄方新設による開化策、聖堂（造士館）・稽古場（演武館）の創設、文化朋党事件との関係をみることにし、重豪の教育方針を窺うことにする。

- 安永二年四月、薩摩藩にとっては画期的なつぎの法令が出された。
- 一 御国元何方温泉ニても他国者入来候儀不苦候、
 - 一 他国者女ニても指南事ニ入来候儀同断、
 - 一 鹿兒島中、華火且又船遊山等ニ出候儀不苦候間、勝手次第可致候、夫とも別て異様成儀共ハ可為無用候、此儀屹と被仰付儀ニては無之候得共、其心得ニて可罷居候、
 - 一 華火之儀、州崎又は人家放海上ニて致候儀は不苦候、

右之通寄々申聞候様可致候、⁽²⁸⁾

安永二年巳四月

もちろん城下を賑わせることにより藩の利益に資するという経済的意味もあつたとしても、この史料では、第一に、他国人の自由な出入りを許すことによつて他領との間の風通しを良くし、薩摩藩士の井の中の蛙的思考形態を一変させること、第二に、女指南による芸事の教習の自由、花火・船遊山の勧めにより粗野、武骨の風潮を和らげることが意図されていたことは確かであり、このような衝撃的な荒療治を施さなくては薩摩武士の目を覚ますことができないとの思いが重豪にあつたことは疑いない。

ではこの法令に至るまで、どのような開化策が取られているのであろうか。

重豪が本格的に開化策に取り組むのは昭和七年からである。すなわちつぎのように命じた。

与中之者共行跡不相直候付、當在国ニも段々申渡趣も有之候得は、其詮も可相立之処、却て頃日は度々致喧嘩候者有之由相聞得、不可然候、喧嘩口論禁制之儀は公儀御法令ニも相見得、且亦短慮之働いたし理不尽ニ事を破候者は、加成就所帯を可没収旨、毎朔之条目載置候、左候得は親兄弟共より兼てきひしく可申付之処、若氣之いたりニて誠無益ニ致死傷候者及数多甚不便候、畢竟若輩之者故傍輩を打果、切腹さへいたし候へは事相済と心得候処より軽々敷及喧嘩事候、第一は国恩を以遂生育候得候へは、専忠動を心掛、第二は父母之受大恩人となり候得は、夫々孝養を以可相報事候、左候得は自分之身ニて我侪ニ働候儀曾て不罷成筋候、ケ様之分を不弁致喧嘩候者は委遂吟味、無礼法外を働喧嘩之張本ニ為

相決者は、誠不忠不孝之罪人と可申条、其身は凡下ニ申付、相果候死躰可為取捨候、親兄弟共之儀も吟味之上、大形之依軽重屹と咎目申付、其外高下之無差別右ニ準取計、依事は所帯をも可没収候、縦末々之者を打果候といふとも、依理不尽之訳は応右吟味之上、是又屹と咎目可申付候、此通申渡候上、無礼法外之事共申懸、其偏ニ難差置事候とも、成りたけ其場を致堪忍、則筋々ニ可遂言上、左候ハ、彼者へは相當之咎目申付、尤神妙ニ取計候者へは屹と褒美可申付候、

右之通領國中へ屹と申渡、其外締ニも可成細々之儀共は、家老中申談可取計候⁽²⁹⁾

正月

与中、特に二才にみられる喧嘩などの粗暴な行為を取り締まることを目的にしている。その限りでは吉貴以来度々出されている内容であり、目新しいとはいえないが、喧嘩の張本者は「其身は凡下ニ申付、相果候死躰可為取捨候」とするだけではなく、親兄弟まで「吟味之上、大形之依軽重屹と咎目申付、其外高下之無差別右ニ準取計、依事は所帯をも可没収候」と、一段と嚴罰主義を明確にし、しかも「傍輩を打果、切腹さへいたし候へは事相濟」という薩摩藩に伝統的な考えを短慮であるとして批判し、行為のみでなく、その前提となっている考え自体を変えようとしていることは、これ以降の重豪の藩内改革の基本的な考えを示すものと云うことができる。

さらに五月には、足軽・御中間・御小者・家中およびその以下の者が、直士あるいは鎧を立てるほどの身分の士に雨中で行き合った場合には、必ず木履を脱いで挨拶することを命じており、翌年になると、「礼儀を相守候は人々肝要之事候処、畢竟以前より其分大形

相心得候処より自然と鹿礼有之、高下之わから薄方相見得候付、今度御旨趣具被仰出候御事、誠以難有儀候間、随分其涯相立候様可相守之候」と命じ、「一通り申渡候分ニては詮も有之間敷候間、諸士は与頭於宅仰出之趣拜聞仕せ、夫より小与頭申合、小与中ニて人柄見合を以尚又申合、就中年若成者共へは為致得心候可仕候、若不合点成者於有之は、幾度も致教訓（中略）未事ニ難弁年少之者へはおのつから親兄弟又は親類共より可申聞候、支配下諸家中、寺社家・町人末々至、別て端々之者は尚又事之弁薄候付、頭人主人或頭取候者引受、各与中申渡之格ニ準シ、末々迄も致流通候筋向ニて遂吟味、都て致得心候様可取計⁽³¹⁾と細かに指示し、徹底を期している。

家格・格式は吉貴の時にはほぼ固定されていたが、それを目に見える礼儀等を強制することから実態化しようとしたものといえる⁽³²⁾。それはまず直士以下の者の直士への強制に始まり、すぐさま直士間の上下のけじめを付けることへと広げられた。

ここまでの開化策は吉貴の意図した方針の延長上に展開されたものであるが、安永元年正月、重豪独自の、しかもこれ以降繰り返し命ぜられることになる言語容貌を改めることが命ぜられた⁽³³⁾。

口達之覚

御領国辺鄙之儀候得は、言語甚不宣、容貌も見苦敷候故、他所之見間も如何敷、畢竟御国之面目ニも相掛儀ニ付、於御上も御氣之毒ニ被思召上候、急ニ上方向程ニは可難改候得共、九州一統之風儀大概相並候程之言語行跡ニは可相成事候旨、兼々御沙汰之趣御家老中奉承知、御尤至極奉存候、依之向後人々此旨を弁、容躰・詞つかひ等相嗜之、他国人へ応答付ても批判無之様常と可心掛候、尤衣服之儀は被仰渡候趣候条、自他国之差別之外、分限を

過候儀は可為無用候、

右之通被致承知、家来末へは尚又書面之旨趣を以、口達和らけ
具可申聞候、⁽³⁴⁾

正月

左中

主馬

帶刀

伊織

齋宮

薩摩の方言は殊に難しく、他に通用せず、髪⁽³⁵⁾の結び様、衣服の着方も他所の目には見苦しいと映り、行儀も作法に叶わず無作法であった。これらは当人にはその気持ちはなくても、接する人に対し傲慢無礼ととられ、外聞に関わることとなるのである。しかし、これを一遍に上方風にするのは難しいので、せめて九州並にすることに「他国人へ応答付けても批判無之」ようにすることが意図されたのである。したがって帰国の途中目についた出水二才の長刀、髪型に注意が与えられたのは当然であった。⁽³⁵⁾しかしながら粗暴な行動の是正とは異なり、周りがすべて同様な言語を使い、容貌である限り、それを改めることが困難であるのは当然であり、その壁を乗り越えるためには、他国人との交流を興味をもたせつ、行わせるのが早道であつたらう。先出の他国人の領内出入りの自由が命ぜられる理由もここにあつたのである。

しかし、この結果はすぐさま「當夏以来繁栄方ニ付、芝居或諸所へ茶屋相立、他国男女ニ不限入込候処、頃日ニ至り上下之風俗情弱ニ相成、役者・茶屋女などと呼、或町家へも徘徊いたす輩多、甚乱

かわしき由相聞得候」⁽³⁶⁾と注意を喚起せざるを得なかつたこと、さらに、この注意にもかかわらず、

一芝居へ他国より差越居候役者類之者、武士方は勿論、其外ニても招呼候儀令停止候間、支配中不洩様ニ可被申渡旨、去ル午年申渡置候処、至頃日緩せ成立候間も有之、不可然候間、先年申渡置候通、猶以、堅相守候様支配中不洩様可被申渡候、

安永五年申七月

兵部

と、役者買ひも流行していたことも知られること、また、これ以降薩摩へ来た文化人の見聞記に徴してもこの風潮は知られるのであり、『鹿兒島県教育史 上』に、「弁天波止場には興業芝居の太鼓が響き、大門口一帯には旗亭が立ち並び、絃歌は世を憚らず昼夜市井に湧くと云ふ如き嘗て薩摩士民が夢想だにしもなかつた光景を呈し、士風も次第に之に感染し只日に日に頹廢し行くのみであつた。要するに重豪公の新政策が士風の頹廢を招いたことは蔽ふ可らざる事実であつた」とあり、『伯爵山本権兵衛伝』が「到る處絃声湧き、酒池肉林の奢侈に流れ、淫風吹き荒みて質実剛健の氣象を失ひ、上下相率ゐて墮落の深淵に投じ、藩の財政も亦此時を以て殆んど窮乏の極に達せり」と記すように、惨憺たる状況になつたにもかかわらず、本来の目的は達せられなかつた。

天明四年つぎのように論していることによりそれは明らかである。容貌言語之儀付ても、容貌能可致迎新敷を相用、又は結構を取捨候様ニと之儀ニて無之候、破れたる着類ニても着涯鹿貌無之候得は、目立候儀も無之筈候、言語之儀も江戸京杯之様無之候て不叶事之様可存儀ニて無之候、邦言ハ何方ニても有之事候得共御国風之なまり無之候ハ、九州一統之言葉ニは可相直事候、左候得は

他国之者承候ても通安ク、薩摩者歎杯笑候儀も無之咎候、右様之思召候処、却て御物数寄之様存違候者も有之由候得共、曾て左様之思召にて無之、他所之見聞も宜様被思召上、且は御外聞二も相係事候間、毎々被及御沙汰候、⁽³⁷⁾

さらに文化十年にも言語容貌を改めることの徹底を命じた。

一、領国之儀は日本西南之果にて他国之交も疎ク、言語等も国内計之通用にて他国ニ出候ては用向弁シ兼、右ニ付毎々申聞置候、容貌言語之事国々より風俗方言替り候事候得共、領分之儀は分て他国ニ替り辺鄙にて、其上古代より之風俗言語等年来染込候事にて、容易取直し候儀かたかるべく候得共、前々申渡置候通、畢竟国中之恥を不知之道理より、第一江戸ニおひて八分て家柄重役之者は、登城之御目見も被仰付事候得は、いかにも不敬之容貌且御役人衆相對之節、言語不通之儀も有之、何分国家之外聞二も相掛事ニ候、全軀生立柄不宜故、往々役儀等申付候者少ク、尤器量発明は人々の生質ニより候共、一軀生立柄不宜所より自然と不人物ニ相成候、乱世之砌軍功等之事を申、異様相見得候者を器量有之杯と申、善悪ニ不拘宜キと寛大キ相違之事ニ候、家柄之者追々重役等ニも申付候時、諸人より敬せられ候ニ、文武ニ心得居候ても不容貌不言語にて可相濟哉、上へ対シ下へ向ひいか、可有之哉、能々其所考可有候、段々末ニ至迄度と申渡、風俗見聞之趣春秋兩度ニ支配頭等より申出二任せ、其届申出儀ニ候得共、何を見当ニ宜キと届申出事ニ候哉、其意を不汲受申渡候ても亦も行届候儀有之間敷、既此節永々之儀を存候所より政務筋申付度、左候得ハ国家永久之基と申立候得共、古代より之風俗言語等當国之氣質迄押通り来候得共、此所を追々申渡、後年二至り候ても末々迄不致忘

却、国中和シ合候て靜謐之儀、前々申付候通急度相居候様可致候、⁽³⁸⁾

薩摩の方言は他国に通せず、乱世時の異様な容貌は時代に合わないことを認識する必要がある。これが改まらないのは、他国に出ることがないために恥を知らないことよつていふ。これらの事につけて子弟を育てないために役立つ人物が出てこない。文武に優れていても言語容貌が悪ければ世の中では通用しない。国家永久の基を築くためにも風俗言語等を改めるために命令を徹底することが必要であるといふのである。⁽³⁹⁾

この法令を徹底させるために、四家・家老を初めとして家督の者、末々の頭立の者より血判の請書を提出させたが、これは、幕府へ願ひ出て検分のため老中を国元へ派遣してもらうために、法令が徹底していなくては「公辺ニ対シ面皮ニも相拘」ためであった。幕府の權威までも駆り出し風俗の矯正をはかうとしたのである。しかしながら、これでも言語容貌を改めることは徹底しなかつた。同十二年「言語容貌等之儀、何ケ度も申聞候へ共、兎角汲受薄ク直兼候」⁽⁴⁰⁾の状況にあつたのであり、三月には「容貌言語風俗等野儀も、師範家より兼て可致教戒候、若不相用族は、師弟之道相背者候條、夫々従師家可致破門候」と指示し、また「言語容貌等不宜者は專御役場之風俗ニも相掛事候間、其勤向可差免候」とした。⁽⁴²⁾さらに十二月には、「以来江戸並他所勤申付間敷」と就役できない範圍を拡大してゐるのであり、法令の徹底という正攻法のみではなく、搦手の社会的経済的圧力により言語容貌を改めることを計つたのである。重豪のこのような執念にもかかわらず、重豪の治世はもちろん、その後も言語容貌風俗が改まらなかつたことは確かである。

他藩に通用する武士になるためには、言語容貌を改めることが必要条件であるが、重豪がこの改善に執心したのなぜだろうか。芳即正氏が、それを「辺境性の脱却」であり、「平和時における新しい倫理の確立」のためには必要なことであつたとされ、さらに、「重豪の時代になると、戦国の遺風を遺した粗野な士風や簡素な藩治機構は通用しなくなり、そこに近世的幕藩体制にふさわしい支配体制、すなわち文治主義的統治体制を確立し、藩の官僚組織を強固にするひとが緊急の課題と考えられ、その一つの手段が上下の礼節を守りはじめをつけることであつた。」⁽⁴⁴⁾と云われていることは肯首できる。近世的支配体制の理念の逆行する象徴として薩摩藩の言語容貌をとらえていたのである。しかしこの風俗が薩摩藩の地域社会により維持されている限り、青少年の教育を地域社会に任せることはできない。藩校の創設はその意味からも当然なされなければならないことであつた。

安永二年の藩校聖堂（造士館）・武芸稽古場（演武館）の創立は、重豪の開化策のもう一つの柱をなすものである。⁽⁴⁵⁾

造士館には山本正誼（記録方添役、後に教授）を初めとして十余名を学官に任命し、学政を執らせ、学生を指導させた。教育内容は、素読・講釈・習字・詩作などであり、講書は四書・五経・小学・近思録を用い、注解は程朱の説を中心にしてみだりに異説を交えることを禁止した。

演武館では、剣術・居合術、弓術、鎗術、長刀術、馬術の諸師匠が日を定めて出館し、それぞれの師匠について諸武術の稽古を行うことになっており、稽古に当たっては、他流を非難し他人の芸を蔑むことなく、礼儀正しく稽古し、特に流儀のみではなく行儀を師匠、

年長者は年少の者へ指南するよう注意が与えられていた。⁽⁴⁶⁾

造士館・演武館創設の意図は、薩摩藩は「時維本藩号称雄鎮既庶矣、既富矣、而其教之之術則未遑也、是故鄙野之風未熄、驕惰之俗稍盛、寡人憂之久矣」と、雄藩の間こえがありながらも、学文面では遅れ、風俗粗野、性質驕惰の風が蔓延していると云う現状に鑑み、学文・風俗の両面にわたり矯正することであつた。すなわちつぎの通りである。

一 今度聖堂・講堂、其外諸稽古場迄も被相建候、此儀は諸人学問・芸術一涯改て相励出精仕、猶以往々御用相立、尤風俗も正敷方二相成候様被思召上、畢竟御領國中為教学、右之通御造立被仰付思召候間、難有承知可仕旨、被仰渡、⁽⁴⁸⁾

安永二年己三月

藩にとり「御用相立」つ人物を養成し、学問・芸術を励まし、藩士および子弟の風俗を正しくすることを目的とするものであつたのであり、先学により、藩校の設立は幕藩体制に適応した官僚層の育成、エリート官僚の養成のためであると評価されてきたのは一面では正しい。しかし、一握りの優秀な子弟を選抜し、エリート教育を施し、エリート官僚を養成することのみが目的とされたのではなく、それはあくまでも結果として生じてきたという事に過ぎない。⁽⁴⁹⁾

重豪治世期の特徴の一つは、城下士を外城士と区別する施策が採られ、それを定着させたことにある。外城士を外城郷士、さらには単に郷土と名称を変更し、格式も城下士の小姓と同等の一番であったのを一段低い大番格と位置づけた。このように城下士優位の施策は、他の理由も考えられるが、⁽⁵⁰⁾なによりも重豪が城下士を中心とした家臣団こそが、幕藩制的家臣団組織であるとの見解に立って

たからである。したがって、先の風俗矯正に見たように、重豪のねらいは家臣の模範ともなり、指導的役割を果たす一門・四家を初めとした城下士の資質の向上に向けられていた。外城士を排除するものではなかったとしても、城下士並に入学することは期待されていなかったし、また、地理的経済的制約から外城士の子弟の入学は極わずかの者に限られざるをえなかったであろう。⁽⁵¹⁾

文化朋党事件は、天明七年襲封した斉宣が儒教的理想主義を掲げ、樺山主税、秩父太郎を家老に抜擢し、財政支出の大幅な削減、賄賂政治の否定、行政能率の向上、質素廉恥の士風への復帰等を目指したが、これらは重豪の政策の否定となつたために重豪の怒りに触れ、樺山・秩父以下百十余名もの者が切腹などの処罰を受けた事件である。これらの人々は近思録の購読会等により同志的結び付いていたために、この集団を近思録派と呼び、またこの事件を「近思録崩れ」とも称している。重豪による集団への表向きの糾弾の理由は、藩法・幕府法により禁止されている党派活動である。⁽⁵²⁾

しかし、本論に関する風俗矯正・文武奨励などは、斉宣期も重豪の政策を引き継いでおり、重豪期の政策全てを否定しているわけではない。しかしながら教育理念においては両者に大きな違いがある。寛政七年正月の「学校中へ」の達には、「学問は人の人たる職分を尽す義二候、臣子としては、忠孝の実を好ミ、節義を嗜候を、真の学問と可心得候、仮令、数万巻の経史博覧強記し、購説いかほど巧みに有之候ても、其実行に薄きものハ、却て風俗を破候間、其段能々弁別致し可相慎候」と前置した後で、つぎの内容の四ヶ条を達している。

一 文芸のみに耽ける者は本業を外れ、害を及ぼすので、文芸の

みを学問と心得、実行しない者は、才学に秀でていても擢用しない。

二 学校は礼儀第一の場であるので、尊長の崇敬は勿論、同輩も遜讓を以て交わるよう指導すること。

三 師員は子弟の教育を専らとし、自己の読書・作文にふけり、職をおろそかにする者は退役とする。

四 学問が進み、行儀正しく、才幹ある者は擢用する。⁽⁵³⁾

万巻の経を単に知ることではなく、忠孝・節義を実行することを教え、学ぶことこそが真の教育であるので、知即実行を基準として人物の器量を判断し、用いるとした。忠孝を実行し、「尊長を崇敬」・「等輩も互に遜讓」とあるように、長幼の序を守り、同輩も礼儀を以て交わるなど、同時代普遍の原則をあげながらも、重豪の重視した学文を軽視することになり、抜擢人事では家格と役職の不一致から封建的階層秩序を壊す恐れも生じてきた。重豪はこの点から自らの政策の否定ととり、このような政策が続けられることによる混乱を危ぶんだともいえよう。⁽⁵⁴⁾

重豪は幕府権力を利用し、藩主を中心とした進行中の改革を根底から履えし、重豪の敷いた路線へ引き戻した。文化五年六月、家老への達をつぎに示す。⁽⁵⁵⁾

領国中風俗之儀二付ては、先年以来度々申渡趣有之候得共、比日二到り其詮も無之、城下にて向々立、元来同朋輩之事候処、他与之者ハ他所之者之様相隔候風儀有之、年若面と夜行辻立等之儀も不相止趣相聞へ、畢竟右通風俗不宜所より、全軀一和不致、党を結候事ニも成立、仕置之妨ニ相成、不可然事候、依之大身少身共第一兼て定置候作法を相守、分限相応夫と身分を慎、專國中

静謐之儀を心掛、一統二致和熟、若輩之者共ニも喧嘩口論は勿論、徒ニ夜行辻立等禁止之趣、其外言語容貌等之儀迄も申渡置候通忘却不致堅相守、屹と風俗立直候様取計、受持之役々ニも無緩疎諸取締行届候様可心掛候、此上方一相背者も有之候ハ、屹と咎目申付、就中党を与、仕置之妨ニも相成候者有之候ハ、其身ハ嚴科ニ申付、親兄弟共ニも大形之依軽重、相当之咎目可申付候、右之通薩摩守へも申達、領國中へ申渡、其外締ニも相成候細之儀は、家老中申談是非風俗立直候様可取計候、

六月

家老中へ

急激な藩政の轉換による混乱を鎮めるために、分限相應に身分を慎み、國中の静謐を心がけることを指示し、若者の喧嘩口論・夜行・辻立の行為を禁止し、言語容貌の風俗を立て直すよう若者は勿論、指導の立場にある役々へ達し、加えて朋党事件の原因となった党派による行動を激しく禁じた。党派行動の禁止の外は、重豪治世期に達せられた内容と全く同じであり、この目的達成のために造士館・演武館の藩校による教育力を強化したことも同様であったことがつきにより知られる。

年若之面と学文武芸之儀は第一心掛出精不致候て不叶事故造士館・演武館をも令造立、無油断致修練候様ニとの儀、段と申渡置通二候、然処此以前より之風俗にて、兼て懇意之者申合、夜会等相企、向と寄集、内証にて会説又は武術稽古致候儀も有之由候得共、其通候ては、國中一統不致様成立候基候間、向後右躰夜会は勿論、向と寄集候儀堅停止申付候条、造士館・演武館又は夫と於師家折角致出精、自分宅へ相集候儀一切致間敷候、尤家柄之面と

不断師家へ差越候儀不相成向、宅へ相招指南を受候儀、其通可有之候、左候て造士館・演武館掛之面と、右之趣得と相心得、稽古方ニ付ては油断無之様取計、夫と師家之儀も右之心得を以、門人教導之儀致出精候様可申渡候、此上方一致違背候者於有之は、屹と咎目可申付候、

右之趣不洩様申渡、猶又取締向旁之儀は家老中申談、大目付・大番頭・小姓組番頭へも委細申聞、行届候様可取計候⁵⁶⁾

正月

家老中へ

懇意な者同士寄り集まり、会説や武芸の稽古をすることを禁じ、二才は学問・武芸を藩校で行うこと、また、造士・演武の両館の関係者はそれを十分心得取り計らうよう厳命しているのである。朋党事件の危機に際し剥き出しの形で重豪の意図が現れたのであり、それは「向々寄集候儀堅停止申付候」・「自分宅へ相集候儀一切致間敷候」と、重豪が藩主の時でさえも命じなかつた個人宅での集会を一切禁止することにより、造士・演武両館以外での教育を認めず、両館への求心力を強めることにより、教育の方向性を明確にし、教育実践を指導監視することにより教育効果をあげようとしたのである。

以上のことから、重豪の教育方針は、家格による上下関係が明確で、それぞれふさわしい教養礼節を身につけた、いわゆる幕藩体制的家臣団を城下士を中心にして作り出すために、藩校による教育を重視することであつたのであり、薩摩藩の伝統的咄相による「教育」、さらには郷中教育は、むしろその阻害要因として意識されていたといえるのである。

3 教育の実態

それでは、藩校教育により薩摩藩士、特に稚児・二才がいかに教化されてきたのであろうか。

まず、藩校への入学状況に目を移そう。先に玉利喜造氏の回顧により、造士館への入学者が僅少であることを述べたが、それは入学制度によるものではなく、学問をする者を「あれは学者じゃ」と揶揄するような、学問を、あるいは学問をする人を蔑む薩摩藩の伝統的な風潮によつていた。藩校での教化を云う前に藩校への入学を増加させることが必要であつたが、この薩摩の伝統的風潮を変えることは困難であり、教化の実は上がらなかつたことは二才の行動を見ることにより知られよう。

二才の行動には、武士としての身分に悖るもの、藩法に違反するものが多々あつた。代表的なものの一つは賭勝負であり、二つは徒党的行動であつた。

賭勝負の禁止は、明和六年、

弓鉄砲稽古ニ賭勝負を企て候義共有之由被聞召上、甚以如何之儀

ニ候、右通ニては稽古之本意を背、自然と風俗も不宜方ニ成行不可然事候條、向後賭勝負無用可仕候、勿論稽古方之儀は専相心掛

致出精、実儀を不取失様被思召上候⁵⁸

と、重豪直々に家老・若年寄・大目付へ指示し、これを承け賭勝負の一切の禁止と、稽古場での出精が厳命された。賭勝負が風俗全般へ影響することを恐れたのである。安永五年「頃日賭勝負企候も有之段相聞得」として再度禁令が出されるが、これは明和六年の厳命にもかかわらず効果がなかつたことを示している。このように賭勝

負禁止令が守られないのは、二才にとり賭勝負自体は賭事の氷山の一角に過ぎなかつたからであり、賭事を原因とする争論も生じていたのである。

二つ目の徒党的行動は、夜行・辻立等を含めた二才の団体行動の内容とするが、この行動は咄相中・郷中の行動そのものであつた。以前よりこれは厳しく規制されてはいたが、さらに厳しく取り締まることになつた。

禁令を列挙するとつぎの通りである。

1、明和七年正月

若者共向々之交ニて其郷中外之者ハ中途ニて行合候節も、或謗雜言等申掛、又は衆道之儀共は二才中之腕立之様ニ心得違、法外之儀とは不存候哉、過半右式之儀ニて喧嘩ニもおよひ、無躰ニ若輩者をも打果候儀共有之趣ニ相聞得、甚以不可然候間、右式之儀共堅無之様常々親兄弟共へ存寄等不差置申聞、依事名前可申出候事、⁶⁰

2、安永三年三月

頃日、時と名付、多人数異様之躰ニて致徘徊聞得有之候、右之儀不致様ニとの趣は、先年以來段々申渡有之候処、心得違不可然候、向後之儀一切無之様支配中へ可被申渡候、⁶¹

3、安永八年正月

組中若キ面々徒之群集破磨投等、且末々之者共迄辺鄙迎も無故相集候義、又ハ物詣等被差留、⁶²

明和七年、重豪が與中の者の行跡等について達し、若者の喧嘩に厳しい罰則を課することを指示したことは既に述べたが、この指示を承け與頭へ達せられたのが1の史料である。これによると、郷中

外の者へ雑言を吐き無用の喧嘩を始め、また、衆道による対立から喧嘩となり、果ては殺害にいたることも多かつたことが分かるのであり、厳罰に加え、親兄弟の教導によりそれを防ぐことにしたのである。

さらに2・3に見るように、喧嘩などを引き起こす恐れがある二才の集団行動を相次いで禁止した。そのような措置により、文化元年七月付の斉宣達に「其(明和七年の重豪達)以後喧嘩二及候儀は勿論、夜行辻立等之義も相止、段々風俗立直候方二相見得候」と記されるように、禁止令は効果をあげたのである。

しかしそれは一時的成果であつたにすぎず、またこの通りであつたかについても疑問がないわけではない。斉宣達ではこれに続き「近來又々本之風俗ニ立戻り候様相聞へ、剩致喧嘩候者も有之不可然事二候、右通御隠居様御仁心之一筋を以、一旦風俗改喧嘩等も相止候上は、人々難有奉存忘却不致、兼々心頭ニ掛相慎候ハ、頃日ニは尚又風俗も一等宜可相成之処、却て旧俗ニ立帰り候儀、誠ニ残念之至、当時は家督中にて御隠居様へ奉対候ても恐入可申上様も無之候」とある。

史料通りならば、重豪藩主の時は禁止令が守られ、斉宣期に至り崩れてきたのであるが、重豪の時でも二才の集団行動が完全になくなったのではない。先にも示した文化五年の重豪政務介助再開に当たって出された達に「城下にて向々与を立、元来同朋輩之事候処、他与之者ハ他所之者之様相隔離候風儀有之、年若面々夜行辻立等之儀も不相止趣相聞へ」と他與の者を区別する集団があり、若者の夜行辻立も続いていたのである。このような二才の悪行が斉宣期にすべて再燃したとするよりも、重豪藩主期から引き続きいたものであつた

と考えたい。重豪の隠居後数年の二才の有様が「学文武芸相励候毎々申渡候処、近年は心掛由候、然共学武芸さへ致候得は、相濟事之様取違候哉、申渡之趣意不汲受、容貌言語等一切無頓着之族も有之由、不可然候」という状況にあり、一貫して風俗矯正令が守られていないことを併せ考えるならば、二才への禁止令のみが重豪藩主期に完全に守られていたとは考えられないのであり、重豪治世期に禁止令の内容に該当することが表面化しなかつたとすれば、それは単に厳罰のために鳴りを潜めていたにすぎなかと考えるべきであろう。

六、むすび

咄相中から郷中へと代わるのは島津重豪の治世期であるとされるが、それは確たる根拠に基づくというよりも、その間に相中から郷中へ代わつたに違いないと推論した結果であつたといえよう。ただ、原口泉氏は「郷中がはつきり整備されたのは第二十五代島津重豪のときである」と、「整備」という語を用いながらも、重豪期が郷中成立の画期であることを指摘し、その整備の内容を「増大した城下諸士を方限を基礎にして地域的に分断し、郷中を確定しなおしたものである。同時に屋敷地売買などの変動によって弛緩しつつある触れ(命令)の伝達体勢を整備しなおし、家臣団統制の強化をはかった。すなわち、新納忠元や山田昌茂殿らの郷中教育草創期には、強い封建社会の規律、軍団の規律という軍事的意義が強かつたのに対し、重豪による郷中の整備は行政的意義を強く持つものである」とされている。

この行政的意義を強く持つ「郷中」の整備は、宝永二年吉貴による鹿児島城下の地域を一まとめにした組の改編の手直しと理解できるが、具体的内容が示されていないために異同が明確ではない。しかし、この期に郷中教育として知られる教育団体としての郷中が明確に姿を現したと原口氏が見ていることは間違いなからう。

郷中という語が法令の中に姿を見せるのは確かにこの期である。すなわち、明和七年、家老達の中で、達を厳達するように指示した部分に「右躰之儀は丁寧ニ申教候方可宜候間、御役人・小番・大番ニ不依、其一郷中ツ、若者共へ可致教訓之人柄見合被申渡置候方可宜候⁶⁷」と、「郷中」ごとに若者へ教訓する人を定めるとしている。また、別の部分では「若者共向之交ニて其郷中外之者ハ中途ニて行合候節も、或謗雑言等申掛」ともある。さらに安永六年には、若者が多数集まることにより喧嘩等に至ることを禁止した中に「頃日於鉄砲場多人数相集、郷中を分、又ハ上下ニ相掛矢先を争候聞得有之候⁶⁸」とあり、「郷中」の語がみえる。

この三カ所に出てくる「郷中」は、教育団体としての「郷中」の意味ではなく、地域を示す「郷中」であると解釈するのが妥当であり、地域を画し一定の面積の場所を示す「方限」と同意語である。しかし、この郷中内の若者は「城下ニて向々与を立、元来同朋輩之事候処、他与之者ハ他所之者之様相隔候風儀有之⁶⁹」とあるように、集団をつくり自己の集団と異なる集団とは交わっていないし、他の集団へ「謗雑言等申掛」というように敵対していた。したがって、この集団が郷中の全ての二才・稚児が結集しているならば、それは云われる教育団体の「郷中」が成立していることになるであろうが、ここに見る限りでは、近世初期以来の伝統を持ち、方限の出現によ

り地域内だけの懇意の者が集団と化した「相中」と同性格の集団であると理解する方が正しいのではなからうか。それは、重豪の政策からも云える。

重豪の若者教育の基本方針は、今まで述べてきたことからでも分かるように、藩校造士館・演武館を中心にすることに置かれ、二才などの集団行動が厳しく禁止されていた。そのことは、文化朋党事件後の史料であるが、つぎのように藩校と若者の団体行動について述べていることから分かる。

大小身共年若之面々、学文武芸稽古付ては、致集会、互文武忠孝之道を相励、成長ニしたかひ、御国家之御用相立候様ニ之厚思召を以、先年造士館・演武館をも御創立有之、猶又夜行辻立風俗等之儀共先年已来度々為被仰出御事候処、却ては右通夜会等いたし、党を結び候類之儀共相企、御仕置之妨ニ相成、別て如何之至被思召上、去ル巳年夜会等之儀共細々被仰出置候、猶又向後右式党を結び候類之儀共相企候者は、明白糺方之上没収所帯、家名可被召禿、其外身近親類共迄も評儀之上、大形之依軽重御咎目可被仰付候条、兼て存其旨、万一右様之取違有之者も候ハ、夫々身近者共より氣を付可加異見候、此旨屹と申渡旨大御隠居様被仰出候⁷⁰、

藩校のみにおいて若者は集会し、文武忠孝の道を励むべきであり、それ以外の任意の集団は党と見なし、このような行為にでる者へは厳罰を課するというのである。そのため若者へは親・親類などの「身近者」が充分教諭するようになっている。

すなわち、重豪は二才集団、咄相中を自らの教化政策・開化政策への障害物と捉え、むしろ否定的であるのであり、このような考え

の下での治世期に、教育団体としての「郷中」が整備され、完成されるはずはないと思われる。

したがって、幕末期に明確に知られる教育団体としての「郷中」の成立は、重豪亡き後、天保期以降に求めるのが正しいのではなからうか。

注

- (1) 「薩摩士風と郷中に就いて」(『鹿兒島城下下荒田郷土史』)
- (2) 昭和三五年版『鹿兒島県教育史—明治以前—』に載せられている「稚児相中掟」には、「長稚児相中掟」にもちろん、「小稚児相中掟」にも年月日と共に「相中」と記されている。形態としては整った「稚児相中掟」ではあるが書き下し文である。出典は記されていない。書き下しになっているために、本文の二方限の掟との文字の配置の異同も正確には比較できない。記載されているとおりならば、この「稚児相中掟」が平之・高見馬場方限とは異なる方限の「稚児相中掟」であることは明らかである。出典、史料の所在などについて大方の御教示を得たい。
- (3) 「薩摩士風と郷中に就いて」(『鹿兒島城下下荒田郷土史』)
- (4) 『伯爵山本権兵衛傳』
- (5) 松本彦三郎『郷中教育の研究』
- (6) 『鹿兒島県史』の記述では、このような稚児掟が定められた当初から行われていたのか、または、幕末の状況を示しているのか曖昧である。「稚児は毎朝四ツ時、昼七ツ時より南泉院馬場等に集合し、稚児頭の命に従って相撲・旗取・大将防ぎ・降参言はせ等擬戦・競争の遊戯をなし、天候不良の日は、或は屋内に集合して大名かるた等の遊戯を為し、晴天の日は音出鐘の鳴るのを待つて定められた稽古場に到り、示現流剣術、其の他の稽古を為し、日没前に帰宅するのである。(中略) 毎月三・七の日は書物読の定日で、此の日稚児一同集会して、長稚児又は若二才等の監督・指導の下に歴代歌・大學・論語等の素読をなし、或は教授を受ける。其の他、字会・席書等の行事があり、席書は春秋二季に各自白紙を携帯して会合し、各

随意に揮毫をなし、甲乙丙の評点を得た者三人で、他の字紙を取取るを法とし、字会は毎月二回清書の字紙を持寄り、前同様の方法で優劣を競ふのである。」この記述は、幕末の薩摩藩の年中行事を記した内容は同じであることから、稚児掟の成立当時からこのような形式が整っていたのではなく、幕末期の状況を示しているものと考えられる。

(7) 小笠原長生『東郷平八郎全集』第二卷

(8) 『郷土史資料第一輯』草牟田

(9) 『鹿兒島県史料 旧記雑録追録二』二二五三。以下『追録』と略記する。

(10) 『薩藩先公遺徳 下』に、島津吉貴が城下の稚児の遊ぶ様子を見て、服装・身なりについて指導するの必要を感じ、剣術師範東郷藤兵衛を通じて指導させ、以後これらのことについて注意するようになったことを次のように記している。これによれば、稚児の躰の一半を諸芸の師範等が担っていることを窺うことができるのであり、この期の稚児・二才等若者の基本的躰が、方限単位の社会によりなされるのではなく、個々に対し親や諸芸の師範によりなされていることが知られるのではなからうか。

一、浄国院様或時花園御門より御出之節南泉院馬場にて児二才破魔なけ候を被御覧御意候ハ、あまり衣裳みしかくて又刀を後に押し廻し罷居候得は、急事之節は成ましく候、東郷藤兵衛へ刀之指す様習候ハ、可然候、髪もあまりやっここの如く有之候と被遊御意候、此節より少々容貌之事は出為申事にて候

(11) 『伯爵山本権兵衛傳』

(12) 繼豊が兵学に熱心であったことは、つぎの『薩藩先公遺徳 下』の逸話により知られている。

一、繼豊公ハ余程兵学は御信仰被遊候由にて、備立亦は行軍之体なと人の形絵図ニ取らせて被置、不断御取扱被遊、尤信玄始二十四將之図画掛物など、御座之間に被為掛置候由、且又御兵具所御格護神名之御旗も、公之御製作被仰付候事ニ相見得候也

一、繼豊公ハ兵学ニは余程御執心にて被遊御座候由、或年之御閑狩御側廻面々には、具足を御着せ被遊候事共有之候由

(13) 江戸のことであるが『薩藩先公遺徳 下』により共廻りの者の風俗

(14)

を直させた例をつぎにあげる

一、継豊公江戸にて御供中へ被仰渡候ハ、此頃御供廻之者共刀を前にぬき出し、羽織長キ方ニ相見得候心得にて、さし不申候ハ、落し差に可仕旨被仰出候、一鉢なまぬるき風御嫌候旨御家老衆より被仰出候由、又暫間有之被仰出候ハ、先供之者共ハ相直り候得共、駕籠廻り年長候者共ハ未たぬき出し候、是も心得にて差不申候ハ、落さし可仕旨被仰出候由

伊集院俊矩家は代々小番の家格であるが、「塩濱をほし、母上を被養、尤薪取水汲米つきなども自分に被致」ほどの極貧の家であった。十一・二才の頃、母親が織ってくれた木綿を売り、初めて四書を購入するという苦しい勉学環境にあつただけに、万巻の書には通じていないが、「学文の傾向は」博く聞強く記する事を好まず、一筋に身に行ひ実に履むことを勧めらる」というものであつたと言われる。このことはつぎの逸話によつても知られる。

一、或人仁左衛門殿へ字を尋ねられ候処、不知と被申候故、此位の字をと申候へば、自分には聖人の道を学ひて身に行ふの学文にて候、字の儀は文章者へ御尋被成候へと被申候（『薩摩先公遺徳下』）

このように刻苦勉強した俊矩は、郡方筆者、御馬廻にて江戸勤番、郡奉行、糾明奉行、長崎附人、大坂御留守居をへて宗信の御守役となつただけに、確固とした信念を持ち宗信の教育に当たつたことは、守役就任直後のつぎの逸話により明かである。

一、総州様（吉貴公）御直に益之助様（宗信公）御守役伊集院仁左衛門殿へ被仰付候時、総州様御意候は益之助講釈の一通りも参る様に御指南申上よとの上意有之候処、仁左衛門殿御前を下り御側役を以て被申上候は、御講釈の一通も被遊候様にはどふも御指南難申上候、往々御政事御取被遊、国を御治め被成様には御指南可申上候と被申候へは、成程尤の事に候、愈其通御指南申上よとの上意にて候処、其時御請為被申上由、総州様には仁左衛門門々々々といふが斯程あるまいと存候処、加伴役（御家老の事なり）さへも自分が云ふ事なら左様御尤ならでは申さぬに、心よりを申上候儀成程すぐれたるものぢやと御意為有之由（伊集院俊矩言行録）

(15)

『古の遺愛』は肥後盛賢の作である。ここでは『薩摩旧傳集卷ノ四』によつた、これにはこの本の著述の意図がつかぬようにある。

「此一巻は吾友達なる人先君慈公の遺愛の久しくて滅びんことを懼れて平日聞きける所の黄耆の言葉の本としてひとふたつ記せしもの有けるをも雑へとりて、かく書きつらねて一編となしぬ、其事を叙しても統記なきが苦しと雖も、文理接続し血脉貫通して易ゆへからざるの序あり、茲にもて遺愛の民にあるの由あることを見つべし。しかし、この本が書かれた年は記されていない。『古の遺愛』の主人公宗信と関係の深い伊集院俊矩の言行を集めた『伊集院俊矩言行録』が『薩摩旧傳集卷ノ四』に所収されているが、それには、「此書は岩切實和被集所也、實和伊集院俊矩を被信仰事誠切なり、しかして俊矩の終身始終の善言行を諸書の内より正しく無誤ことを挙取り又は古老の物語の実はたかはざる事をのみ取り集て、独観集と名付被書置しを、予も亦岩切氏と同じく俊矩を信じ仰くこと厚きによつて、借用致し写置之畢、實和の序文雖有之写置くに暇あらず候、又他より借用可写置也、于時文政六年己（癸）未八月十日政福謹書」とあり、文政六年前に「独観集」が作られていたことが明かであるから、『古の遺愛』の作られるのもあるいは同時期ではなからうか。岩波書店『国書総目録』では、成立年代を「享保末年？」と疑問符をつけながら推定している。しかし、宗信の没年は寛延三年であるから、内容からして当然それ以後であるので、この成立年の推定は誤りである。質素儉約、仁政の世に対して強い支持がみられることからすれば、重豪の華やかな政治に対する批判があるように思われる。とすれば、文化朋党事件後遠からぬ時期とも考へるが如何であるうか。『慈徳公遺事』（玉里文庫本）は、慶応三年十二月に造士館助教近藤惟宏により作られた。内容は『古の遺愛』の一部を漢文に直し、所々に「臣惟宏曰」と解釈が付けられている。

(16)

『古の遺愛』、『鹿兒島県史第二卷』。また、『薩摩先公遺徳 下』には雨宿りに立ち寄つた溝辺あたりの老翁より聞いた話に関し、つぎのようにある。

此上は岡櫓の植場あり、某若年の比迄は櫓実を盗ミぬるも多く、御禁制きびしく、下枝を折ける者迄も罪に被行ける者も有之、其辺を往来するも心つかひける故、此里近き者共是を苦しミけるに、

(17)

宗信公家督あらせられ、櫛故に罪人多きよし被聞召上、国中の櫛木皆伐除くへし、利用の為の櫛なれば利と人とは替へかたし、櫛ハなくて不事欠と宣ひける由、御制禁もゆるやか也、其仁心にて櫛実盗取者もなかりける

(18)

宗信の養母は將軍綱吉の養女竹姫であるが、実母は洪谷喜三左衛門の女である。宗信誕生にまつわる話として、芝の屋敷内に産屋修造の時、一羽のよく馴れた鶴が舞い降り、さらに五羽の鶴が産屋の上を舞う瑞相が見られたとされる(『古の遺愛』・『薩藩先公遺徳』下)。また、八才の時將軍吉宗に初謁見するが、その時の態度は

「進退礼を失はず、應對不誤」(『慈徳公遺事』)と云うものであり、吉宗より「此兒面魂ただならず器量世に勝れたり、成長の後必らず大隈守か家をも興さん者也、我等にも西之丸へ孫など設けずらんにはこの益之助か如くあらまじきぞ」(『古の遺愛』)と言われた。まさに梅檀は双葉より芳しと云われるように、誕生・幼少の時よりその兆しはあり、慈愛深い名君として登場するのは予定されていたのだとの筋書になっている。そのため、名君としての逸話としてあげられているものの中には、宗信に関係しない逸話まであげられているとされている。例えば、勸善懲悪に関わる逸話として、磯邸の庭にある宗信の大切にしている蜜柑の実をこっそりと盗った小姓の内正直の申し出た者へは褒美を与え、申し出なかつた者へは罰として背中に大きな灸をすえた、と言う話が『古の遺愛』・『慈徳公遺事』に乗せられている。しかしこの逸話は、『薩摩先公遺徳』下では吉貴の時の話であるとされており、肥後盛賢もそのことは知っていたのである。しかし、確証が無いとして宗信の逸話に加えている。逸話を史料として扱う場合、注意しなければならないことを示しているものと言えよう。

(19)

『薩藩先公遺徳』下

『古の遺愛』では「士民利に趨り欲に耽り、獄につなかれし者多きを、是又悉く赦して家に帰らしむ、罪徒絶して再造之恩を感す、依て令を国中に出す」と、法令発布の意図について説明している。利欲にかられ罪を犯している者を一旦釈放し、今後利欲に耽ける者がないようにと出された予防のための法令であるとする。しかし、

(21)

「近年士之風儀悪敷、耽利欲に候者共有之由聞得、甚以不可然候」は、素直に読めば、近年利欲に耽ける者がいることを前提にして、それを禁止するための法令であることは明らかである。薩摩藩では別に論じたように、武士の利殖活動は近世初期から日常的に行われる必要性もあつたりであり、この一回の「仰出」により、この風潮が改められるほど簡単ではなかつた。むしろ利欲に耽ける武士は拡大する傾向にあつたとみるべきであろう。

(22)

『薩藩士風』

(23)

『薩摩先公遺徳』下

重豪が明和七年よりこの開化策を展開することになる直接の契機は明確でない。ただ、同年に前権大納言甘露寺矩長の娘綾姫と重豪は再婚している。開化策が「国許の粗野なる氣配を恥じ」(明和十五年版『鹿兒島県教育史』上)とか、「薩摩の方言が通じがたいことを改めようとして」(伯爵山本権兵衛伝)と説明されることを考慮すれば、あるいは公家との婚姻が何等かの意味を持っているのかも知れない。後考を俟ちたい。

(25)

重豪の隠居の理由を「伯爵山本権兵衛伝」は「重豪は英明闊達の資を以て其の非を悟らるゝこと亦敏に、斯る意外の結果を見て翻然其の政策を抛ち、遂に封を齊宣公に譲りて退隠せられ、再び古来の良習美風に復せしめられた」と、開化策により生じた士風の退廃を改めるためであつたとするが、以後も実質的に重豪が藩政を動かしていることからすればこの説は納得しがたく、將軍の義父に家臣としての礼を取らせることを避けることであつたのが妥当ではなからうか。

(26)

『追録』七一七五の一

(27)

『追録』七一七五三

(28)

『追録』六一〇三四の一

(29)

『追録』六一六四三

(30)

『追録』六一六八七

(31)

『追録』六一八一八

形により身分の差、格式の上下の差を認識させることを示した史料としてつきがある。

(32)

- 近名又ハ外城より馬を率、かこしまへ差越候節は、脇差指候格式
 之者たりといふとも都て無刀にて可差越候、常式脇差不指者ハ勿
 論之事候旨、先年申渡置趣有之候（中略）未々之者身分不相応之
 脇差を指候者も有之由相聞得、不届二候、向後右躰之義無之様ニ
 屹と可申渡候、〔追録〕六一六八六
- (33) 容貌を改めることは、吉貴が既に宝永二年十一月の「條々」の中で
 若者の髪・月代・服装など武士にふさわしい風俗にするよう指導す
 ることを親兄弟親類へ命じているが、言語を改めることまでは及ん
 でいない。
- (34) 〔追録〕六一八五二
 一出水若キ者共長刀帯候儀此節より無用被服付、乍然向後被差留候
 儀にては無之、何事も素質ニ相守候様可致候、尤出水迄二不限、
 諸外城ニも右之通可相心得候、
 一出水其外衆中并百姓鬢方見分不宜者も有之候条、右躰之者ハ急度
 鬢方相立、見苦敷無之様可致候、
 右之通、於御中途被仰出段申来候条、堅く相守候様、地頭・領
 主へ相達、諸外城へも可申渡候、
 安永二年巳四月
- (35) 左中
 主馬
- (36) 〔追録〕六一一二五
- (37) 〔追録〕六一二〇三二
- (38) 〔追録〕七一三〇五
- (40)・(41) 〔追録〕七一四一四
- (42)・(43) 〔追録〕七一四七二
- (44) 芳即正『島津重豪』
- (45) 聖堂・武芸稽古場が、造士館、演武館と名称が改められるのは天明
 六年九月である。また、同時に聖堂・武芸稽古場維持のために重豪
 により寄付された銀は、府学料と呼ぶこととなった。本論では、呼
 称の呼び分けはせずに、造士館・演武館の呼称で統一する。重豪は、
 銀二四〇貫目を藩校維持の基金として附属させ、その利益により両
 館の一切の用に当てさせた。
- (46) 剣術稽古についての定を例示するとつぎの通りである（〔追録〕六
 一一〇一）。
- 一 定
 一 剣術修練方出精可致事
 一 稽古付ては、多人数相集事候間漫に無之、礼讓を以可相交候、年
 少之輩へは師匠家は勿論、年長候者より流儀のミに限らず、惣て
 行儀正敷風俗可致指南事、
 一 他流を非議し、他人の芸をさミすへからざる事、
 一 日々稽古相思廻候節は、座席并圍内取散無之様可致事、
 一 日々稽古所破損有之節は、大破に不及内時々氣を付、御目付へ沙
 汰可致事、
 右条々堅固可相守之者也
 安永二年十月日
- (47) 〔追録〕六一一四一
- (48) 〔藩法集〕鹿兒島藩 二八一八
- (49) 藩校創立の意図、役割についての諸説は、つぎの説により代表され
 よう。「近世的封建官僚制の充実を志した重豪は、このような藩校
 教育を通じて藩官僚を養成しようと考えた」（芳即正『島津重豪』）
 「幕末の開明的志士、有能なエリート官僚を養成した点で、造士館
 教育の果たした歴史的役割は絶大であると考えられる」（原口泉
 「鹿兒島造士館の学風と教育」学校教育研究所年報二七所収）、「藩
 校造士館の創設によって指導者の養成と郷中教育の弊害の緩和をは
 からせた」（『鹿兒島市史』1）と、ニュアンスの違いはあるが、藩
 官僚あるいは指導者の養成という点では共通している。しかし、一
 部の優秀な子弟を選抜して官僚養成することが最初から意図されて
 いたのか否かという点は、重豪の意図を見る上で重要である。突き
 詰めれば、それは藩校への入学は選抜制であるか、ないのかという
 ことになる。これについて北川鐵三氏が選抜入学制であると指摘
 （『薩摩の郷中教育』）して以来、「学生は八歳以上の子弟を選んで
 入学させ、大体二十一、二歳までは在学したようである」（芳即正
 『島津重豪』）と、選抜制が定着した観がある。原口氏は、先出論
 文で「各郷の多くの子弟を收容し教育することは不可能であったの
 で、選抜された優秀な子弟の超エリート養成校の観があった」と、
 筆者と近い考え方の、結果として選抜制となったとの見方を示され

たが、北川氏の論拠を批判された上でなかったのは残念である。北川氏は入学選抜制の根拠として、第一に、「本府学宮講堂記」に「八歳以上の子弟を選び」と明示してあること、第二に、安永二年十二月付の島津重豪捷書九か条の中の第四条に「入学の子供は格別に抑付けられたる儀にて、脇々の子供の手本にも相成る事」とあることを挙げている。「本府学宮講堂記」の関連する記述を原文で示すとつぎの通りである。

又選八歳以上子弟、給其洒掃使令因教之以容儀礼節等事、於是府下之諸生来学者日相属也、乃與讀四書六經乎、其中戸外之履常滿讀誦之声不絶、嗚呼亦云盛矣

八歳以上の子弟を選び、造士館の清掃をさせ、かつ容儀礼節を教えた。そのため城下の諸生は多数来学し、四書六經の読み方を学んだ。来学の者が多数のため讀誦の音が絶えなかった。大略以上の内容ではないか。これでは、造士館で学ぶ者がすべてが選抜された者と理解することは問題であろう。

また、島津重豪捷書の第四条はつぎの通りである。

一言語・容貌之儀ニ付ては、兼て被仰渡趣も有之事候、入学之小共は格別為被仰付儀ニて、脇々之小共手本ニも相成事候間、言語・容貌之儀随分心掛律儀ニ致、粗暴之為躰無之、入学之詮一涯相見得候様可教立候、粗暴成躰少ニても有之事候ハ、不差置、何ケ度も可申聞候、為差用事無之ニ、定期候座席を立、又ハ無用之物咄等致候儀堅致制禁候

すなわち、北川氏は、「入学の子供は格別に入学することを仰せつけられた者」と解釈されている。確かにこの部分のみの解釈はこのように解釈することも可能であると考えが、条文全体の主旨は言語・容貌に関してであるから、「入学の子供は格別に言語・容貌の儀について仰せ付けられた」と解釈し、選抜入学制を規定したものでないと思われることはできないであろうかと考えている。

なぜこのように選抜入学の否定的見方をするかというと、一つには、選抜について法令が見られず、具体的にどのような基準で選抜されたかが皆目不明であるからであり、二つには、他の法令との整合性がないからであり、三つには、北川氏等も選抜入学制と矛盾する記述をしている部分もあるからである。

二つ目に関してはつぎの史料をあげて置く。

一 士ハ勿論、外城衆中之儀も、聴聞罷出、其外家来・寺家迄、至て志厚之ものハ、未席より聴聞罷出、其外家来・寺家迄、至て志厚之ものハ、未席より聴聞申付候、

一 士之小共、於講堂素読致度所存之人ハ、勝手次第可罷出旨、被仰渡

一 未々のものたりとも学文に志厚者は講義の席に加ふへし、

〔追録〕六一一〇八四

さらに、諸役人でも暇の時は、講堂講釈および演武館の稽古に出席するように指示されている（『追憶』六一一〇六）。

これらの法令にみられる方針は、特別の者の素読・講釈聴聞ではなく、士一般、特に城下士へは広く開かれたものであったことが知られるからである。

三つ目に関しては、北川氏は「二才になれば藩の書役助等の勤務に就いたが」勤務のなきものは、造士館に出でて学問をなす（樺山資紀「学舎の前身郷中制度に就て」）状態であったとされている一方、玉利喜造氏の「過去五十年間鹿兒島教育界の回顧」を用され、一般の城下士の子弟は、造士館に出席する者は僅少であったことも紹介されているが、これに関しては「伯爵山本権兵衛伝」に、

斯る郷中に於ける文武の講習以外藩校造士館に出でて学問を修行し、且演武館に赴きて武芸を練磨するは固より論を俟たざる所なり、而して稚児の造士館に出づるに當りては、先づ其の方限内の一定の場処に集りて三四十人の一団を成す、之を二列に組み二才五六人其列に附属して保護監督す、而して其列は必ず道路の左側を通行し、二才は又必ず列の右側に配備し門内に入りて然る後其列を解き以て各自の修業所に就く、其帰路に當りても亦同じく門内に於て行列を作り、二才之を監督保護して自己の方限に帰り、

然る後解散するを常とす
と、一方限で三四十人の稚児が二才の護衛の下に通っていたとの記述もなされている。時期の違いもあるにしても、余りにも人数の捉え方が異なる。

筆者は本文で述べた理由から、入学は選抜制ではなかったが、玉

利氏の指摘通り、造士館へ通う者は少なかったというのが事実に近いと考えている。

(50) 城下士の経済的困窮から生じる士風の衰退を、城下士に優越意識を植え付けることにより防ぐことが意図されていた。これについては、安藤保「薩藩城下士の生活と意識」（思文閣『西南地域の史的展開』近世篇）を参照願いたい。

(51) 演武館での武芸稽古について「外城衆中致稽古度所存之ものは、是又師匠家へ相付罷出可致稽古候」と達している。造士館も同様であると考えられるが、外城よりの入学は、入寮費は自費であることから、多数の外城士の経済状況から考えると、外城の一部の者以外は困難であつたらう。造士館等で学ぶ者が主として城下士であると考えられていたことは「城下士共忠孝を心懸、今日之事も恭謹之風を忘却不致様」と、先年以來より段々言語容貌之儀迄も申付、此度二至り尚又士風を興起致候様」と存、聖堂を建立、諸稽古等迄無懈様申付候」（『追録』六一―一二五）と、造士館の創立の意図を汲み受け、怠りなく励むことを達していることから明らかである。

(52) 黒田安雄「薩摩藩文化開明事件とその歴史的背景」（九州と藩政改革）2。黒田氏のこの論文は、事件を概観するのには最適である。しかし、樺山等の施策の実態は、事件後一切の書類の破棄が命ぜられていたことのために不明なことが多く、したがってこの期の評価は「近思録一派は党を結び政道の妨げをなした」（原口泉『郷中教育の歴史』）とされることが多い。この評価は、樺山などが批判の対象とした重豪や山本正誼の立場からの資料によるものであるだけに、必ずしも公平な見方がされているとはいえない。これについては改めて考察するつもりである。

(53) 『藩法集』二八三一。

(54) 黒田安雄氏は、重豪が斉宣の政治を否定することになる直接の原因は、改革のための資金調達の方法の一つに参勤交代を十五年間免除してもらおう請願があり、これが幕藩関係をこじれさせることを恐れたためであるとされている。また、斉宣隠居などのため重豪は縁戚関係を利用し、幕府から圧力をかけたとされている。聞くべき説である。しかし、重豪は、斉宣および樺山等の政治を否定することをまず決め、その否定の理由をあげ、藩主交代への方法を講じたとも

見られる節があるのであり、重豪の真意がどこにあつたかについては検討の余地を残しているように思われる。

(55) 『追録』七一九四五

(56) 『追録』七一九八一

(57) 造士館への入学を促進する方法も種々考えられた。その一つは、造士館で優れた成績を修めた者は、藩の諸役所へ任用する道を開いており（安永三年）、造士館講堂での会読・講釈へ出席した者に調査を行い、稽古所目付へ報告させている（天明二年）が、それも人物考課の一環かと思われる。その二は、昌平齋および他藩の藩校へ遊学する場合は、これまでは個々人が自由に上申することになっていたので変更し、聖堂奉公を通じて上申すること（天明五年）が定められている。これは遊学の推薦権を造士館が持つことになるから、遊学のためには造士館入学者が有利であつたのではなからうか。二才の賭は鬪鶏でも行われていたこと、本文同様の理由により藩はそれを禁じていたことをつぎは示す（『追録』六一―一五五二の三）。

鶏合之儀前より御禁止之事候処、頃日若キ面々専右躰之聞得有之如何二候、畢竟勝負より事起り争論之基も相成、就中劍付鶏合之儀ハ怪我いたし候義案中にて別て不可然事候條、右躰取違之義一切不致様急度申渡、親・身近親類共より猶又稠敷可申聞旨可申渡候、

右之通組中・支配中・諸外城・私領へ不洩様向々へ可申渡気候、
安永七年戊七月
帯刀
仲

(60) 『追録』六一六四四

(61) 『追録』六一一七三

(62) 『追録』六一一五九二の一

(63) 『追録』七一七五七

(64) 『追録』七一九四五

(65) 『追録』七一三四

(66) 原口泉『郷中教育の歴史』

(67) 『追録』六一六四四

(68) 『追録』六一一四四〇

(69) 『追録』七一九四五

(70) 『追録』七一―一三二